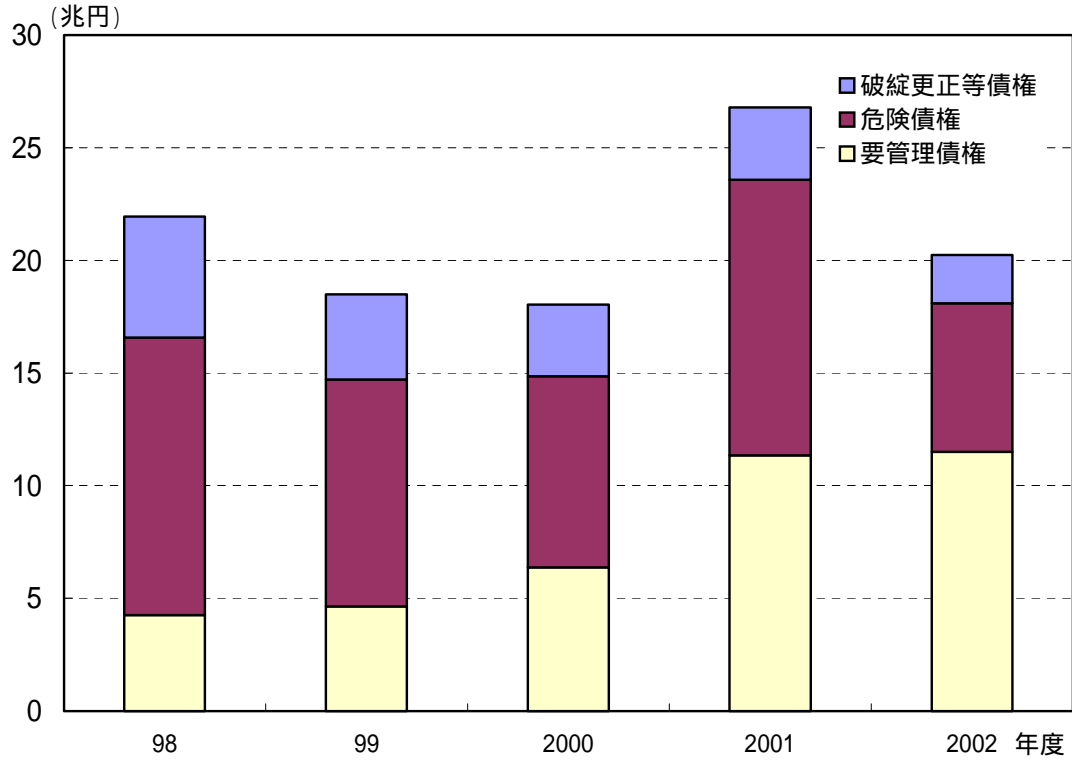
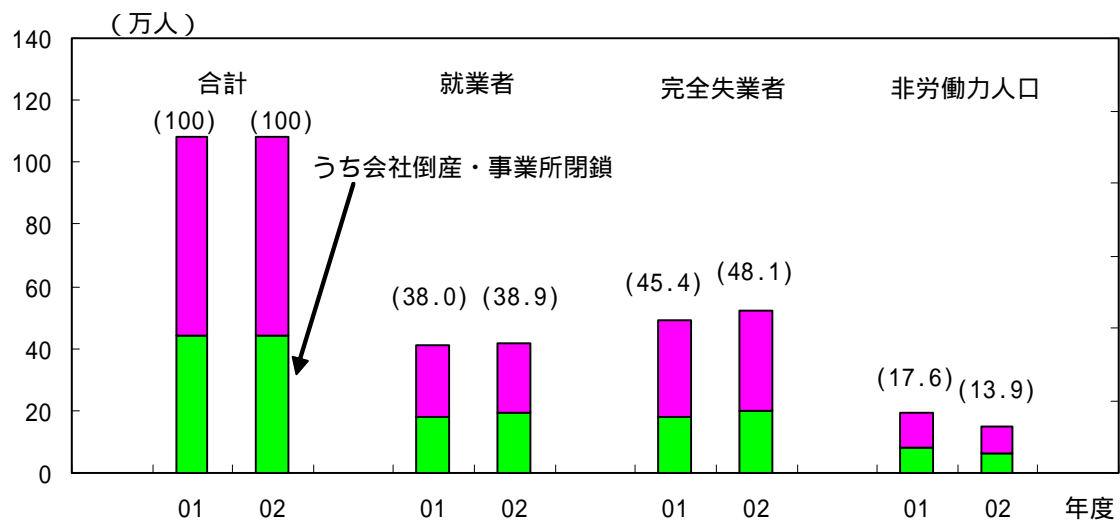


(図表 1) 不良債権残高の推移(主要行)



(備考) 金融庁公表資料、主要行決算公表資料より作成。

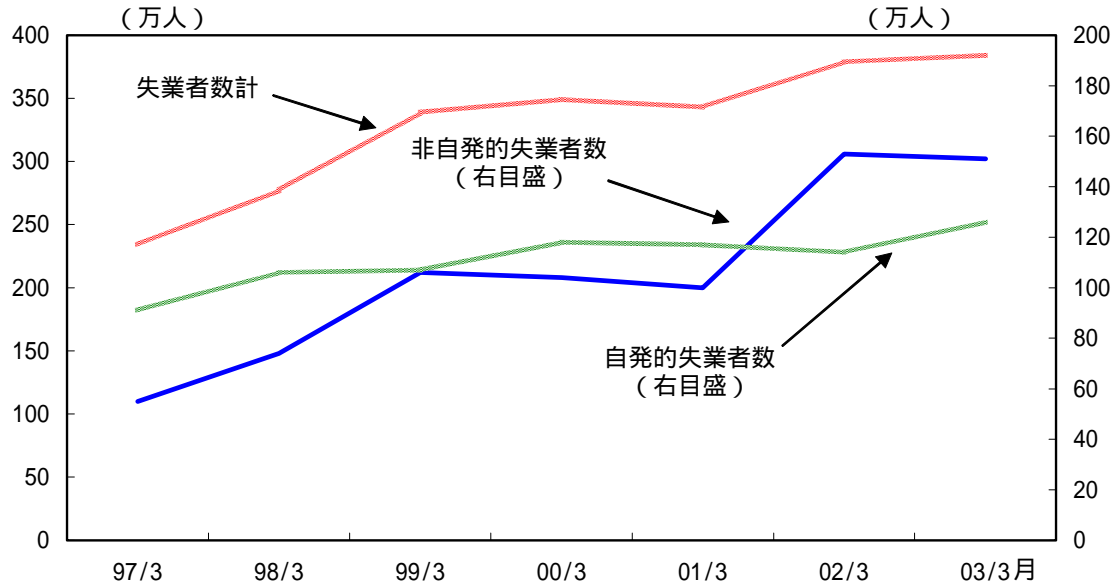
(図表 2) 会社倒産、人員整理等による離職者の動向



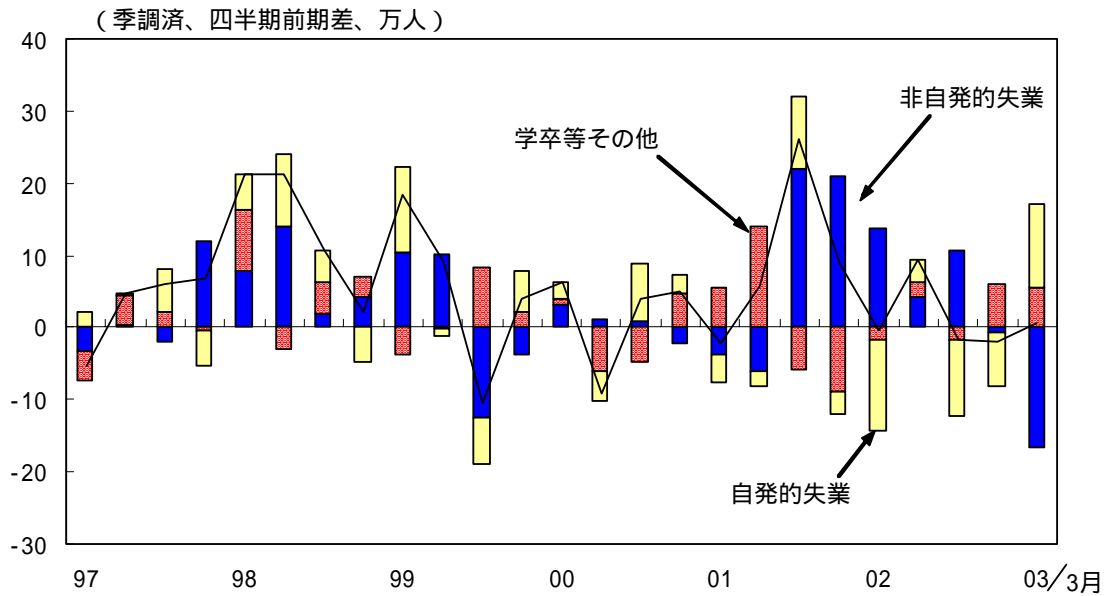
- (注) 1 . 各年度 1 ~ 3 月における過去 1 年に離職した者の動向。
 2 . 離職者は「会社倒産・事業所閉鎖のため」と「人員整理・勧奨退職のため」の合計。
 3 . 左の離職者は、右の就業者、完全失業者、非労働力人口の合計に一致する。
 () 内は、全体に占める%ウエイト。

(備考) 総務省「労働力調査詳細統計」より作成。

(図表 3) 完全失業者数の推移

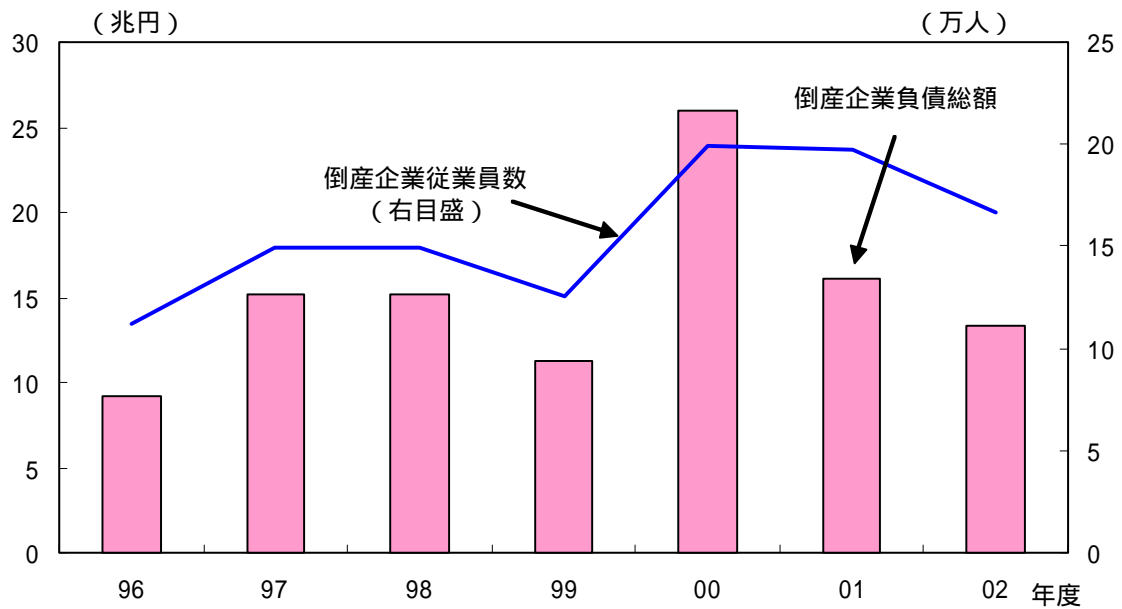


(図表 4) 完全失業者数の増減要因



(備考) 総務省「労働力調査」より作成。

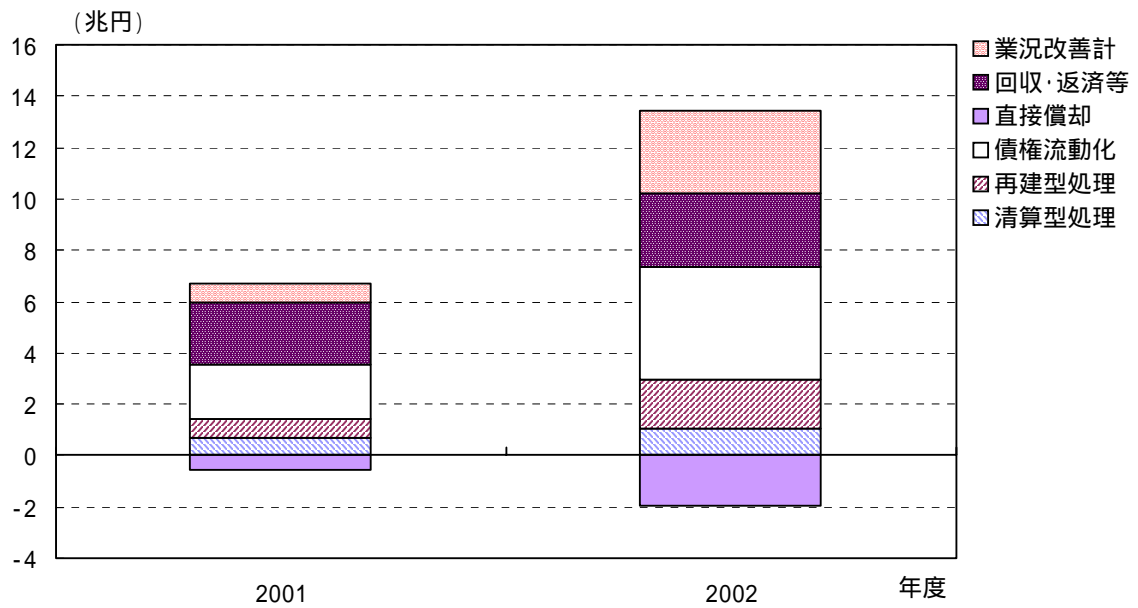
(図表 5) 倒産企業の負債総額と従業員数



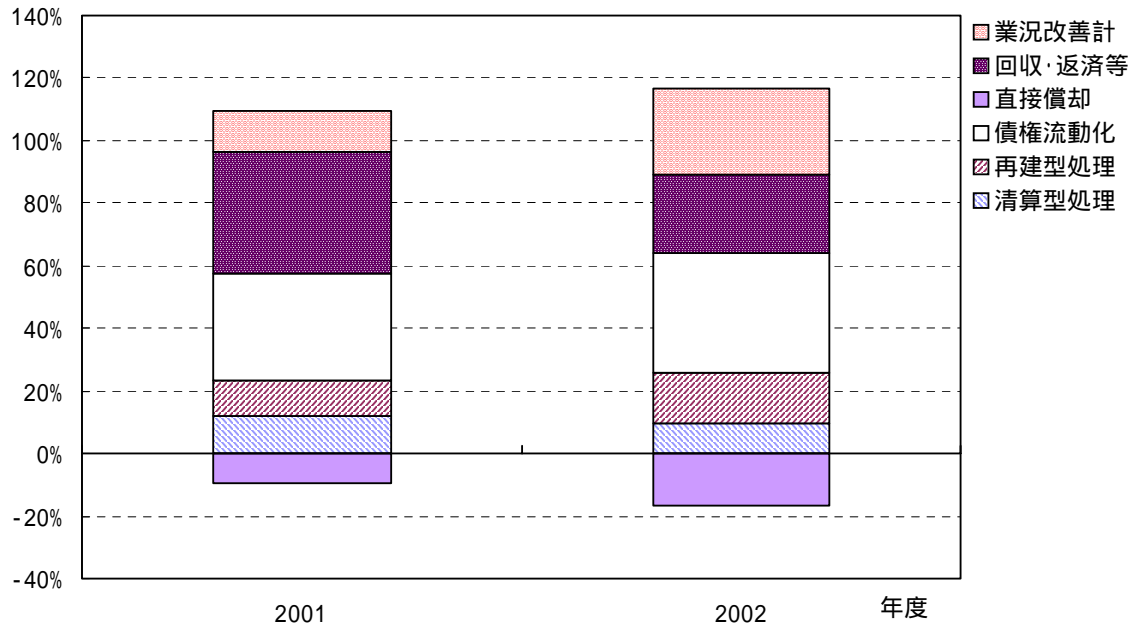
(備考) 帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

(図表 6) 不良債権のオフバランス化額の様態

(1) オフバランス化様態 (金額)



(2) オフバランス化様態 (構成比率)



(3) 債務者区分毎のオフバランス額の推計：兆円

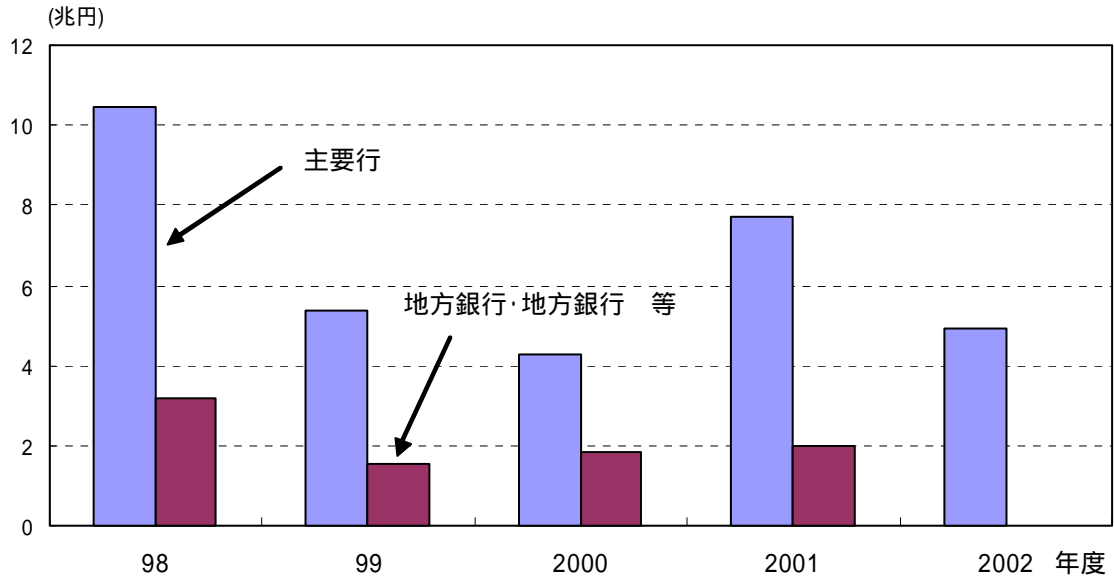
	2000下	2001上	2001下	2002上	2002下	2001年度	2002年度
破産更正等債権	1.2	0.4	0.7	0.6	1.0	1.1	1.7
危険債権	3.2	2.1	3.0	4.5	5.6	5.0	10.0
合計	4.4	2.5	3.7	5.1	6.6	6.2	11.7

(備考) 1. 各行決算資料より作成。

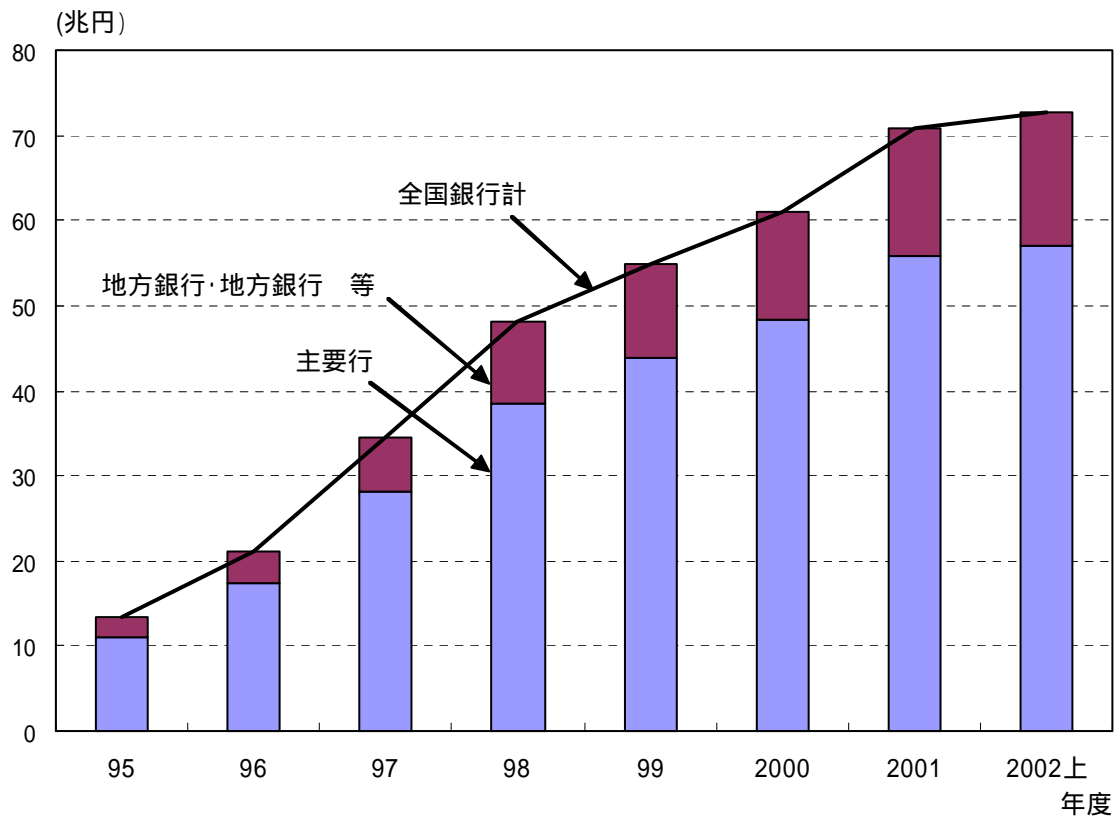
2. 前期残高と当期残高の差額から新規発生額を控除することにより推計。

(図表7) 不良債権処理損の推移

(1) 不良債権処理損の推移(各年)



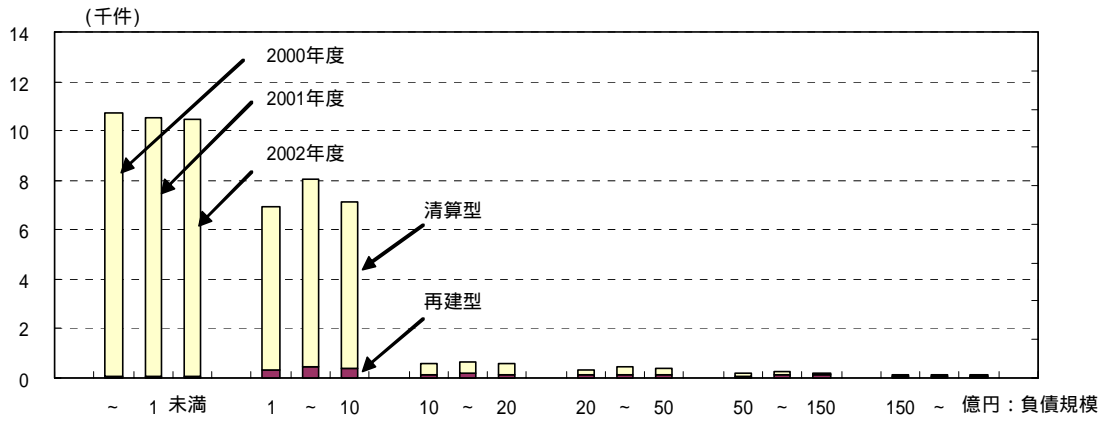
(2) 不良債権処理損の推移(累積)



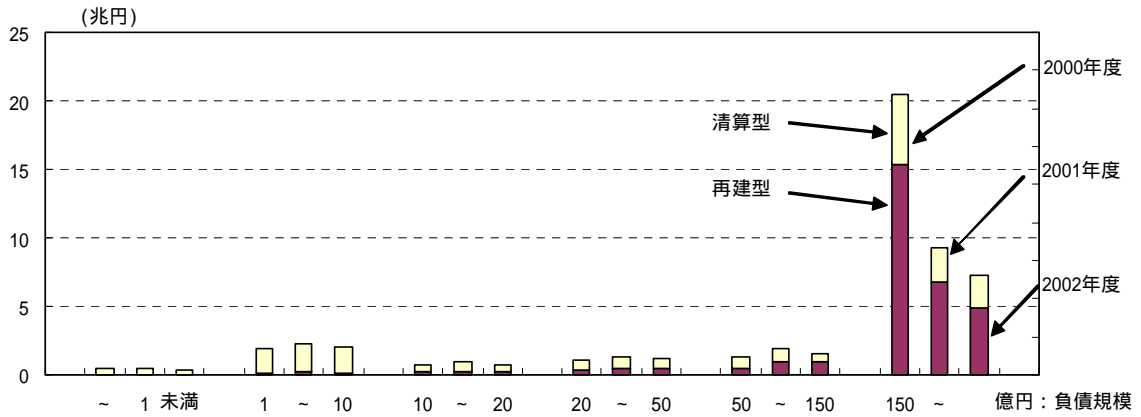
- (備考) 1. 金融庁資料より作成。
 2. 新生銀行は98年度に含まれず、あおぞら銀行は98・99年度に含まれない。

(図表 8) 倒産の動向(負債金額規模別)

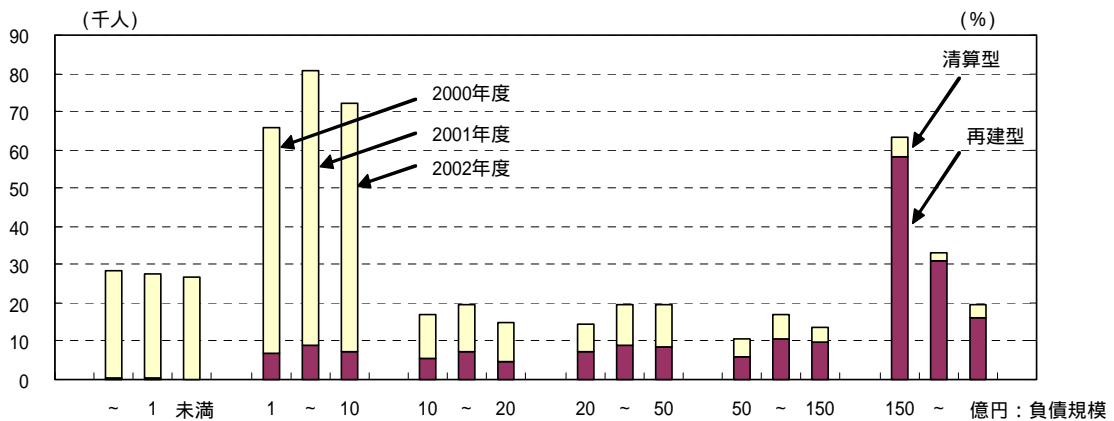
(1) 倒産件数



(2) 倒産企業負債総額



(3) 倒産企業従業員数



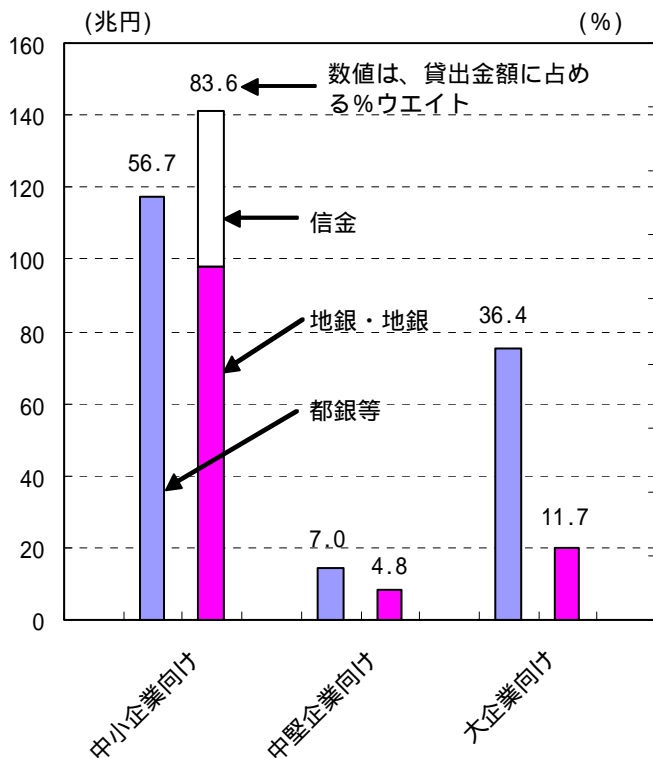
(参考) 全体に占めるウエイト、% (各年度、負債金額規模別)

		~ 1億円未満	1 ~ 10	10 ~ 20	20 ~ 50	50 ~ 150	150 ~
倒産件数	2000	56.8	36.6	3.0	1.9	0.9	0.8
	2001	52.6	40.0	3.4	2.2	1.2	0.7
	2002	55.2	37.8	3.0	2.2	1.0	0.8
負債総額	2000	1.7	7.4	2.9	4.1	5.2	78.8
	2001	2.6	14.1	5.6	8.0	12.1	57.6
	2002	3.1	15.3	5.8	9.0	12.2	54.8
従業員数	2000	14.3	33.1	8.5	7.2	5.3	31.7
	2001	13.9	40.9	10.0	9.9	8.6	16.7
	2002	16.0	43.4	9.0	11.6	8.2	11.8

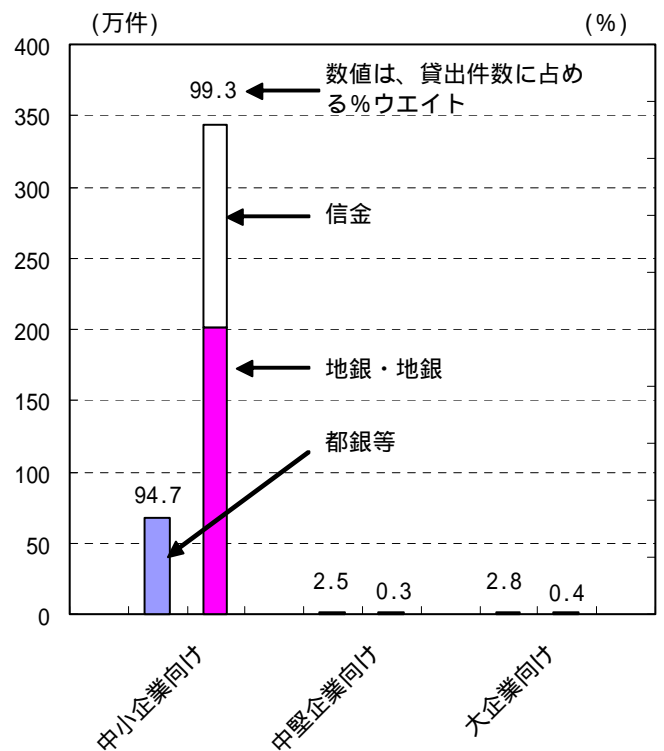
(備考) 帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

(図表 9) 業態別貸出の動向

(1) 資本金規模別、貸出金額



(2) 資本金規模別、貸出件数



(注) 1 . 2002 年 3 月末値。

2 . 信金については、ここでは全て中小企業向けと仮定した。

3 . 都銀等は、国内銀行から、地方銀行、地方銀行 を引いたもの。

4 . 中小企業は資本金 3 億円以下または常用従業員 300 人以下、中堅企業は資本金 3 億円超かつ 10 億円未滿かつ常用従業員 300 人超、大企業は資本金 10 億円以上かつ常用従業員 300 人超。ただし、卸売、小売、飲食店、サービスの定義は異なる (日本銀行「金融経済統計月報」参照)。

(3) 業種別貸出件数と法人数のウエイト (金融保険業除く)

	(%)						
	建設	製造	運輸通信	卸売	小売	不動産	サービス
都銀等貸出件数	10.5	18.1	3.5	14.0	14.8	13.9	24.3
地銀・地銀 ・信金貸出件数	19.1	18.0	2.6	7.1	23.0	7.0	20.3
法人数 (資本金 1 千万 ~ 1 億円未滿)	17.7	19.2	4.4	16.3	14.6	10.3	16.8
法人数 (資本金 1 千万円未滿)	20.0	15.5	2.4	7.8	24.2	10.4	18.6

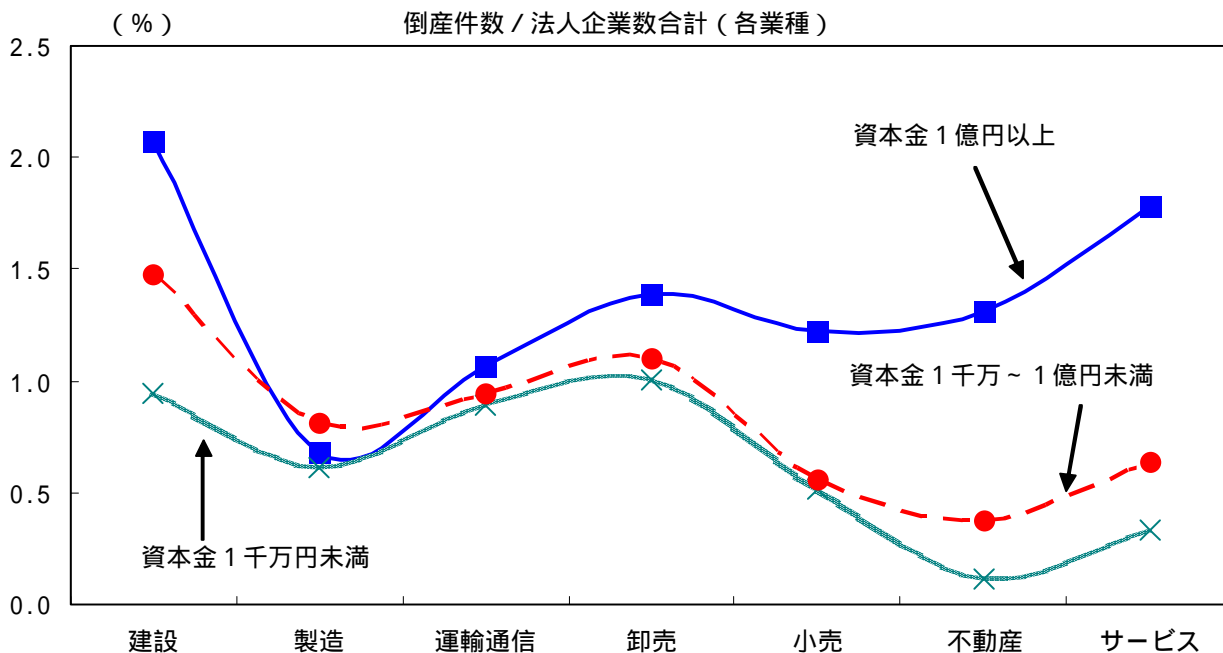
(注) 1 . 貸出件数はいずれも中小企業向け (信金は全て中小企業向けと仮定)。

2 . 貸出件数は 2002 年 3 月末値、法人数は 2001 年度値。

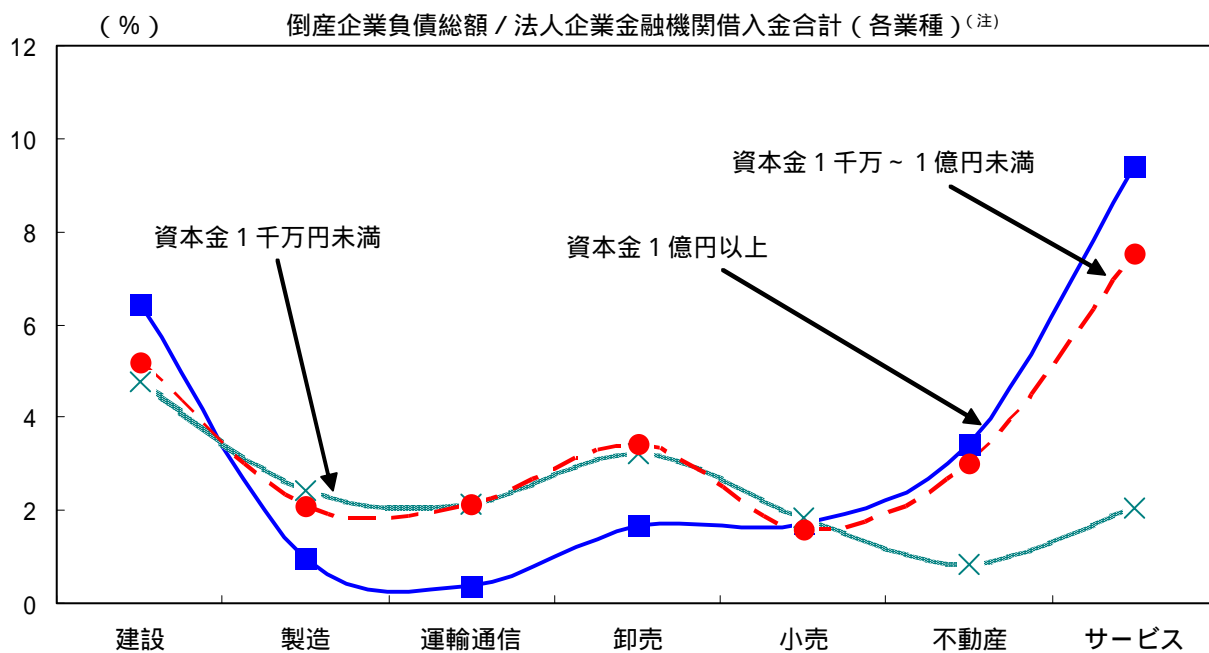
(備考) 日本銀行「金融経済統計月報」、財務省「法人企業統計年報」より作成。

(図表 1 0) 業種・資金別の倒産割合

(1) 倒産割合の分布 (件数ベース : 2002 年度)



(2) 倒産割合の分布 (負債総額ベース : 2002 年度)



(注) 倒産企業の金融機関借入金を分子とした値より、全体的に高めの水準となると考えられる。

(備考) 財務省「法人企業統計年報」、帝国データバンク「全国企業倒産集計」より作成。

(図表 1 1) 離職者数の比較

(1) 業種別実数

(万人)

	建設	製造	運輸通信	卸小売	不動産	サービス
労働力調査：会社倒産、人員整理等	11	35	10	31	1	20
労働力調査：うち会社倒産・事業所閉鎖	4	12	3	16	0	7
内閣府DP (2002) 試算値	11	10	4	8	1	5
倒産企業	4	4	1	4	0	3

(2) 産業計に占めるウエイト

(%)

	建設	製造	運輸通信	卸小売	不動産	サービス
労働力調査：会社倒産、人員整理等	10	31	9	27	1	18
労働力調査：うち会社倒産・事業所閉鎖	9	27	7	36	0	16
内閣府DP (2002) 試算値	27	23	9	19	3	11
倒産企業	26	25	7	24	1	16

(注) 1 . 倒産企業は従業員数、その他は離職者数。

2 . 内閣府 DP (2002 : 10.1 兆円処理ケース)、倒産企業の値は 2002 年度値。

労働力調査 (詳細統計) は、2002 年 10 ~ 12 月期の過去 1 年に離職した者。

なお、2003 年 1 ~ 3 月から業種区分が変更されているため、変更前のデータを使用。

(備考) 帝国データバンク「全国企業倒産集計」、総務省「労働力調査詳細統計」、

内閣府ディスカッション・ペーパー「不良債権の処理とその影響について」より作成。

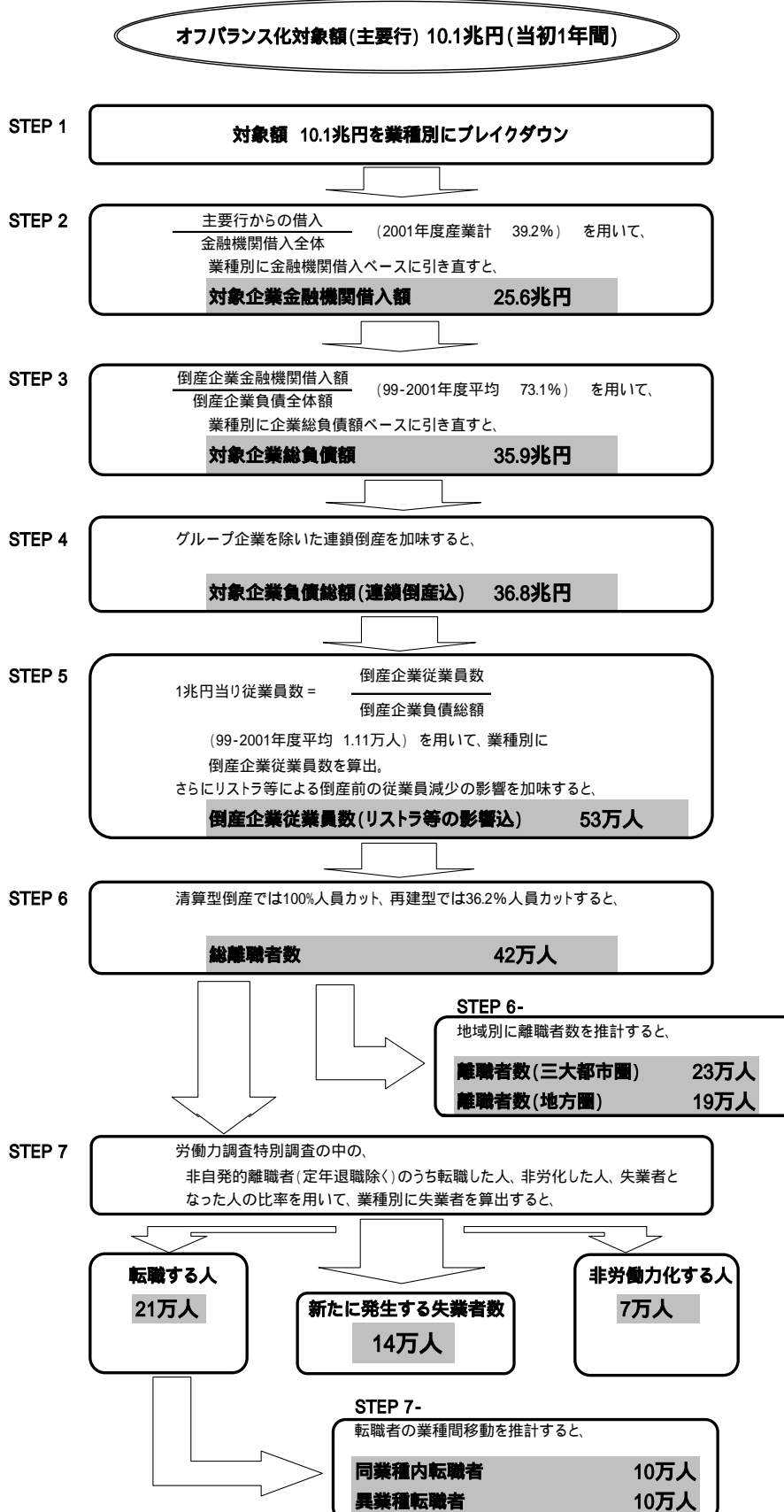
(図表 1 2) 内閣府ディスカッション・ペーパー「不良債権の処理とその影響について」

(2002) の推計概要 (同ペーパー < 参考資料 P 4 > より)

破綻懸念先以下 10.1 兆円処理のケース

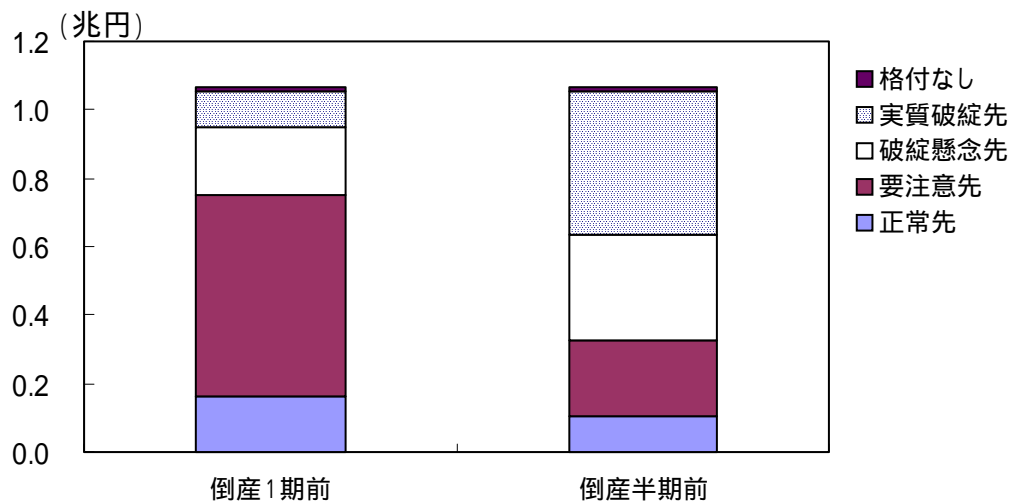
不良債権オフバランス化に伴う雇用への影響 (推計スキーム図)

* 数字は、[ケース - シナリオ B] のもの

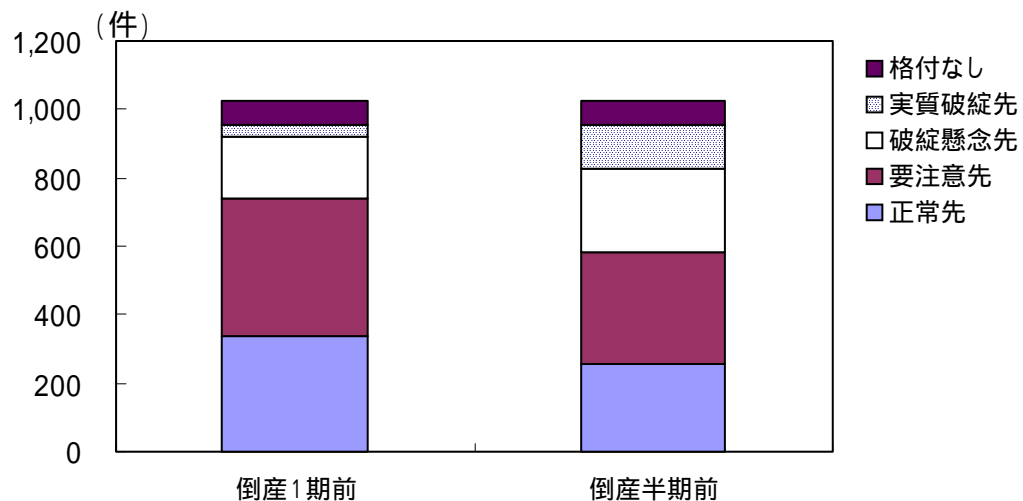


(図表 1 3) 倒産企業の倒産前の債務者区分 (2002/9 月期)

(1) 金額ベース



(2) 件数ベース



(備考) 1 . 主要行 9 行のデータを経営健全化計画をもとに作成。
 2 . 倒産先件数は重複計上を含む。

(図表 1 4) 不良債権処理及び企業再生への取り組み

政府の施策名	公表時期	概要
緊急経済対策	13年4月	・主要行の破綻懸念先以下債権のオフバランス化ルール(2年3年ルール) ^(注1)
		・私的整理に関するガイドラインを作成
骨太の方針	13年6月	・2～3年間に不良債権問題を解決
		・不良債権比率、与信費用比率などを参考に不良債権問題の状況の適切な把握
		・RCC(整理回収機構)による不良債権処理、企業再生等
改革先行プログラム	13年10月	・平成16年度には不良債権問題の正常化
		・市場に著しい変化が生じている等の債務者に着目した特別検査(初回)
		・RCCの不良債権買取価格の弾力化・集中実施
		・企業再建ファンドの設立
より強固な金融システムの構築に向けた施策	14年4月	・主要行の破綻懸念先以下債権のオフバランス化ルール(5割8割ルール) ^(注2)
		・主要行に対する実質常駐検査体制の導入
改革加速のための総合対応策	14年10月	・雇用や中小企業に対するセーフティネットの拡充
		・「産業再生・雇用対策戦略本部(仮称)」及び「産業再生機構」の設立
金融再生プログラム	14年10月	・平成16年度には不良債権比率を現状の半分程度に低下
		・強固な金融システムの構築を目的とした資産査定厳格化などの施策
特別検査(2度目)	14年度末	・市場に著しい変化が生じている等の債務者に着目した特別検査

(注) 1 . 「2年3年ルール」では、主要行の破綻懸念先以下の債権について、既存分は2年以内、新規発生分は3年以内にオフバランス化につながる措置を講ずる、としている。

2 . 「5割8割ルール」では、主要行の破綻懸念先以下の債権について、原則1年以内に5割、2年以内にその大宗(8割目処)を目標として処理する、としている。